

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年7月5日(木)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

19番	茨	木		清	
-----	---	---	--	---	--

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時間よりも若干早いですが、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。平成30年第7回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

それでは、総会を始めさせていただく前に、松村委員が体調をくずされまして、入院をされておりましたので、お見舞い金を出させていただきました。そこにつきまして、松村委員から皆さんに一言お礼をとということで承っておりますので、よろしくお願いいたします。

(松村委員)

私事ですが、ちょっと体調をくずしまして、入院を1週間ほどしてたんですけど、無事、退院しまして、皆様には大変ご心配をかけまして、ありがとうございました。

(事務局長)

ありがとうございました。
それでは、開催にあたりまして、田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

(●●●●委員 午後1時30分 退席)

(●●●●委員 午後1時31分 入室)

(会長)

本日の議案は、
○相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 1件

(会長)

- 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定） 4 件
- 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転） 1 件

- 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出） 1 件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1 番の藪内委員、2 番の村田委員。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次進めて参りたいというふうに思います。なお、これからご審議をしていただく議案第 1 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてにつきましましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づきまして、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いをいたしたいと思っております。

（●●委員 午後 1 時 3 2 分 退席）

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 4 について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議事に入ります前に、さる 6 月 2 5 日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

3 番 山本委員

5 番 吉川委員

7 番 田中会長

1 4 番 田口委員

1 6 番 南秀和委員

事務局 2 名と都市整備課 1 名により実施しており

(事務局)

ます。

それでは、議案第1号受付番号4につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページから3ページをご覧ください。

なお、お手元のほうに、●●●●●●●●の写真、6月29日に撮影した写真の方もお配りさせていただいております。6月29日の時点では、このような形で耕起がなされておるという状況でございます。

それでは会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。納税猶予の出口です。よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署の方に報告をいたします。

(●●委員 午後 1 時 3 5 分 入室)

続きまして議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号 4 5 について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 4 5 につきましては議案書 2 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページをご覧ください。4 ページ下の写真で申し上げますと、上 2 枚の農地でございます。

利用権の設定につきましては、本日 4 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●●委員)

議案第 2 号受付番号 4 5 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 4 5 の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよ

(会長)

うでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号45について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号46について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号46につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

議案第2号受付番号46の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま。

(会長)

議案第2号受付番号46の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号46について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号47について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号47につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

こちらの方、1,541のうち1,381となっております。左側写真奥に見えます小屋の部分は地主が利用されるというふう聞いております。それ以外の部分を利用権設定される案件でございます。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第2号受付番号47の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号47の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

利用権設定です。よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号47の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙

(会長)

手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号48について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号48につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

本案件につきましては、自身の経営します法人の方に農地を貸し付けるというような案件でございます。この当該法人につきましては、農地所有適格法人でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページ、4ページ下2枚の写真、●●●●●の部分と7ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、続けてよろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

議案第2号受付番号48の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号48の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●●●委員)

すいません。

(会長)

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

ちょっとすいません。●●●の●●●の分についてですけれども、これ見たらバラス敷いてあるのか、ちょっと僕も分からへんねんけれども。これ、畑作ということで、このバラスの所に畑やはりますのか。

(事務局)

はい。写真で手前の方がですね、確かに砂利が敷かれている部分があるんですけども、こちらの方につきましては、軽トラ等を置かれるというスペースとなっておりまして、奥側、写真ではちょっと見にくくなっておりますが、耕起されておきまして、畝の方が見受けられました。その部分に耕作されるというふうに聞いております。

(会長)

●●●●委員、よろしいですか。

(●●●●委員)

大丈夫です。

(会長)

その他、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

はい、それでは採決に入りたいと思います。議案第2号受付番号48の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

受付番号6について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号6につきまして議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

こちらにつきましては、農地売買支援事業ということで地主の方から京都府農業会議の方に所有権が移転するという案件でございます。その後の移転先につきましては、右側下にあります備考欄の担い手さんに所有権移転がなされる予定となっております。

これまで、京都府農業会議ではなく、京都府農業総合支援センターという所が間に入っておりましたが、全員協議会の方でも説明させてもらおうと思っておりますけれども、京都府農業会議と農業総合支援センターが合併しまして、京都府農業会議というふうな名称となっております。このため、間に入るのが京都府農業会議となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

こちら8ページをご覧くださいになっていただいたらわかりますとおり、草が生えておりますけれども、この案件につきましては、この農地の西側を所有される担い手さんが取得予定者となっておりますところでございます。

所有権移転につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

失礼します。現地調査を去る25日の日に行いまして、事務局からもありましたとおり、現況は不耕作状態で草が繁茂しているということで。ただ、次期予定者が隣接する農家の方であり、その方の耕作に期待し

(●●委員)

てゆきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(会長)

はい。ご苦労様です。ただ今、議案第3号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

現況は今、調査委員さんからございましたとおりでございます。今後は、新しく取得される方がきれいにしていただくと、耕作をしていただくというような期待を含めましてというような事でございます。よろしいですか。何かご意見ご質問ございませんか。

はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、議案の審議は終わりたいと思います。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号3農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号3につきましては議案書7ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧下さい。

本件につきましては、6月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

(事務局)

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

5条の届出につきまして、ただ今事務局の方から報告がございました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。市街化区域の5条の転用でございます。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、これで本日予定をしておりました審議と報告は終わりたいと思います。

午後1時48分 終了